

北広島町農業委員会第10回総会議事録

事務局 (第10回北広島町農業委員会総会開会宣言)

会長 (開会あいさつ)

事務局 (事務局報告)

議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請の承認について

会長 番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

10番 1番について説明します。内容については議案書摘要欄のとおりです。4月13日に現地調査をしました。譲受人は病院、福祉施設等の経営を行う傍ら農業への関心が非常に高く、譲渡人との話し合いにより売買が成立しました。耕作放棄地の解消という面からも地域から期待されております。譲受人は機械、労働力について問題ありませんし、また他の農地への影響もありません。以上のことから農地法第3条第2項各号に該当しないため要件のすべてを満たしていると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号1番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

17番 内容については議案書摘要欄のとおりです。4月17日に現地調査をしました。申請地は3筆とも形状があまりよくありませんが、草刈り等はしてありました。譲渡人と譲受人は兄弟の関係です。もとは譲受人の農地でありましたが、事情があり譲渡人の所有になっておりました。このたび無償で返すということです。周辺農地についても影響はな

いことは確認いたしました。譲受人は機械、労働力について問題ありません。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当しないため要件をすべて満たしていると考えます。

この件についてほかにご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号2番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号3番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

2番 内容については議案書摘要欄のとおりです。この物件は裁判所の売却許可によってこの申請が行われたものであります。譲受人は町外にて農業をされています。町外の研修センターで苗作りの研修を1年間受けておられます。その後5年間農業をされて、農業経験のある方です。その方がさらに経営規模を拡大されるということです。耕作距離も10km余りですので通作で農業は可能だと思います。申請地の西側には住宅団地がありますが間には山林と水路があります。譲受人は技術もあり、機械も所有しており、周辺農地への影響もありません。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当しないため要件をすべて満たしていると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号3番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号4番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

11番 4月13日に現地調査をし、譲渡人から詳細の聞き取りを行いました。内容については議案書摘要欄のとおりです。譲渡人と譲受人は同じ地区の隣同士の家で、昨年も譲渡人の農地を譲受人が耕作しています。譲渡人は高齢となりこの農地を譲り渡したいという

ことです。家も隣同士でありますから地域の調和もとれています。譲受人は二人で農業をしていますし、機械も所有しています。周辺農地への影響もありません。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当しないため要件をすべて満たしていると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号4番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の承認について

会 長 番号5番および6番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

16番 内容については議案書摘要欄のとおりです。始末書が添付されています。4月11日に現地調査をいたしました。申請地は以前から宅地の進入路として利用されており、すでにコンクリート舗装がしてあります。そして宅地の隣に墓地を建てておられます。この度そこが農地の地目のまま残っていたということで申請に及ばれました。周辺にも問題はないと見受けられます。以上のことから、追認許可妥当であると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問はありませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号5番および6番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号7番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

10番 内容については議案書摘要欄のとおりです。始末書が添付されています。申請人は遠方

に居住しているため電話にて聞き取りを行いました。4月15日に現地確認いたしました。この申請地は相続人がおられず、財産分与によっていところが取得されたものです。したがって住宅の建てられた年数などは正確ではありません。大体35年位前ではないかということです。住宅部分につきましては申請地の3分の1ほどの面積を占めております。残りは大部分が庭敷きです。すでに住宅が建って30数年経っております。周辺営農への影響はありません。以上のことから追認許可妥当であると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号7番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号8番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

9 番 4月11日に申請人とお会いして現地確認を行いました。内容については議案書摘要欄のとおりです。申請地は町営住宅沿いの道の側になります。地目は田と書いてありますが、現況は畑で梅が4本位植えてあります。その一部を分筆して墓地を作りたいということでした。周辺農地への影響はありません。以上のことから許可妥当であると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号8番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について

会 長 番号9番について事務局より説明をお願いします。

- 事務局 (議案を読み上げる。)
- 9 番 4月11日に現地調査をし、譲受人より聞き取り調査をしました。内容については議案書摘要欄のとおりです。申請地は譲受人の父親が経営する店舗の裏側にあたります。正確には譲受人の父親の住居のすぐ裏になります。このたび、譲受人と譲渡人との間で話し合いがまとまりまして、売買が成立しました。譲受人は住居が手狭になってきたため、一般住宅を建てる予定です。周辺にも問題はないと見受けられます。以上のことから許可妥当であると考えます。
- 会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。
- 委員 (異議なし)
- 会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号9番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。
- 委員 異議なし(挙手全員)
- 会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。番号10番および11番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案を読み上げる。)
- 1 番 内容については議案書摘要欄のとおりです。4月の17日に譲渡人、10番譲受人とお会いしました。11番譲受人とは後日電話にて話しました。10番の譲受人と11番の譲受人の関係であります。10番譲受人の妻の父親が11番の譲受人となります。10番譲受人は近くの公営住宅に住んでいますが、手狭になり家を新築したいということです。11番譲受人は道路関係の仕事をしておられ、県北で営業したいとの思いから事務所を建てたいということです。10番案件は売買、11番案件は10年の賃借権の設定となっております。申請地の隣の田はすぐ横に水路が通っておりますので、水利については問題ありません。段差も1m位あります。現在地元法人が耕作しております。話はついております。その他周辺には問題はないと見受けられます。以上のことから許可妥当であると考えます。
- 会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。
- 委員 (異議なし)
- 会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号14番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。
- 委員 異議なし(挙手全員)
- 会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第 4 号 農業用施設転用届について

会 長 番号 12 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

1 番 内容については議案摘要欄の通りです。申請人は農業用倉庫を建てたいそうです。4月15日に申請人の案内のもと現地調査をしました。申請地はその集落の谷の一番川上側になり、新しくできた道と旧道との間となります。倉庫の前側からも後側からも出入りすることができるので最適な所だと思われます。事業目的、位置、周辺農地等、問題ありません。届出受理妥当と判断します。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 12 番について農業用施設転用届を受理してもよいと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって農業用施設転用届を受理することに決定しました。続いて番号 13 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

10 番 内容は摘要欄の通りです。始末書が添付してあります。申請地は申請人の自宅の隣地になります。宅地より申請地が一段高くなっております。この倉庫は鉄骨とトタン張りで建てられており、築10年ほどが経っております。周辺農地への影響はありません。すでに防除措置はとられており問題ありません。届出受理妥当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 13 番について農業用施設転用届を受理してもよいと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって農業用施設転用届を受理することに決定しました。続いて番号 14

番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

16 番 4月11日に申請人の案内で現地調査を行いました。内容は摘要欄の通りです。現況地番図を見て下さい。この農地は593㎡ありますが、道路から見てその右側にあたる所が申請地であります。ここは以前から野菜を作って畑として利用していました。左側の部分は地元法人が麦を耕作しています。申請人は2年前から親戚の方の倉庫を借りて農業機械を置いて農業を続けていましたが、自宅から少し離れており倉庫を借り続けていく訳にもいかないことから、申請地に農業用倉庫を新築することにしました。周辺農地への影響はありません。届出受理妥当と判断しました。

会長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。
こういう1枚の田の一部に倉庫を建てる時には、200㎡以上であると正式に土地の広さを測り分筆等しないとイケませんが、200㎡未満の農地であれば、農業用施設としての届出で済むということになっております。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号14番について農業用施設転用届を受理してもよいと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって農業用施設転用届を受理することに決定しました。

議案第5号 非農地証明について

会長 番号15番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

10 番 4月16日に申請人の案内のもと私が現地調査をしました。私と会長職務代理者と19番委員とで現地調査をしてきました。先程の農業用施設届の案件の隣に建っている宅地の隣になります。一段高い土地になり、隣の土地との高低差が約3mほどあります。現地はすでに竹林化といますか、雑木とともに細い竹がたくさん生えております。とても畑に戻すのは無理と判断しました。農地へ復元困難であると認め、非農地とすることが適当であると判断しました。

会長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。

委員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 15 番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。続いて番号 16 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

17 番 4月17日に8番委員と12番委員と私で現地調査を行いました。内容は摘要欄の通りです。3条の2番案件と関わりのある申請です。長年放棄されており畑としての利用は今後できないだろうと思われます。農地に復元困難と認め、非農地とすることが適当であると判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 16 番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。番号 17 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

11 番 4月12日に私と会長と4番委員とで現地調査をしてきました。現況地番図を見て下さい。申請地の下の段には宅地、2階建ての建物で地域の集会所として利用されており、そして裏手の山側は山林で、造林地でかなり大きなものです。その二つの土地にはさまれており非常に日当たりが悪く耕作には不向きな農地となっています。よって耕作には向かないということで、非農地とすることが適当であると判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 17 番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

- 委員 異議なし（挙手全員）
- 会長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。続いて番号 18 番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 （議案を読み上げる。）
- 11 番 4月12日に会長と4番委員と私で現地調査を行いました。内容は摘要欄の通りです。申請の農地、田畑は急峻な山はだにあり、もう長年放棄されて荒れた状態になっており、農地に復元困難と認め、非農地とすることが適当であると判断しました。
- 会長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。
- 委員 （異議なし）
- 会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 18 番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。
- 委員 異議なし（挙手全員）
- 会長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。続いて番号 19 番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 （議案を読み上げる。）
- 5 番 4月16日に1番委員と9番委員と私で現地調査を行いました。内容は摘要欄の通りです。申請地はこの集落の一番奥、最終地点となっております。集落の一番奥の家これは今は人が住んでおられません、そこから山林に向かって伸びている道がありますがこの道はほとんど崩れた状態でスムーズには通れません。川に丸木橋がかかってはおりますがこれも危険な状態でもう渡ることはできません。45年近く放棄されており、周囲の山林とほとんど見分けがつかず、石垣が積んであったのでここかな、と判断したほどで、場所が特定できないほど山林化しておりました。周辺の山とほとんど見分けがつかず。よって農地に復元困難と認め、非農地とすることが適当であると判断しました。
- 会長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。
- 委員 （異議なし）
- 会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 19 番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委員 異議なし（挙手全員）

会長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。

議案第6号 農用地利用集積計画について

会長 事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案を読み上げて説明。）これらは、農業経営基盤強化促進法第18号第3項各要件を満たしていると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 （異議なし）

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件について異議ない旨を回答して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委員 異議なし（挙手全員）

会長 挙手全員です。よって異議ない旨を答申することに決定しました。
以上で本日、提案いたしました案件につきましては終了いたします。

以上、相違ないことを証するため署名捺印をする。

平成 年 月 日

会長

⑩

議事録署名者

⑩

議事録署名者

⑩